

令和8年度



茨木市障害福祉サービス事業者等
従業者研修費用補助金
【申請要領】

期間限定実施
(R8~R11)

茨木市では、令和8年4月から障害福祉サービス等における人材確保、定着、職員の質向上等を目的とし、障害福祉サービス事業所等で勤務する従業者の研修受講費用、試験受験費用の補助を行います。

なお、当該補助事業は令和8年度から令和11年度までの期間限定で実施いたします。

※年度中に予算の上限に達した場合は、受付を終了いたしますのでご了承ください。

補助対象者

下記に記載する事業（下線の事業）を行う事業所を茨木市内に有する事業者

(1) 障害福祉サービス事業

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労継続支援B型、自立生活援助、共同生活援助

(2) 地域生活支援事業

移動支援、日帰りショートステイ

(3) 相談支援事業

特定相談支援、障害児相談支援

(4) 障害児通所支援事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

※下記事業者は対象外です。（詳しくは補助要綱をご確認ください。）

- ①本市の指定管理者（指定管理の対象施設で行う事業のみ）
- ②指定取消を受けて5年を経過していない事業者
- ③不正請求を認定され、費用の返還が完了していない事業者

補助対象事業

補助対象者がその従業者（市内の事業所で現に勤務している又は事業者内での配置転換により勤務する予定であるものに限る）に対して、下記の研修又は試験を受講(受験)させる事業

が補助対象となります。

(1) 研修

強度行動障害支援者養成研修、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修、
医療的ケア児等支援者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、
同行援護従業者養成研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、居宅介護職員初任者研修、
介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修

(2) 試験

介護福祉士試験(国家試験)

補助対象経費

研修の受講料（必須の教材費、実習費、消費税及び地方消費税を含む。）、試験受験料

※事業者が負担した費用部分に限る

※振込手数料や追試等に係る追加費用は対象外

※同種の補助金又は給付金などが交付される場合は対象外

補助金額

補助対象経費の4分の3を乗じて得た額(1,000円未満切捨)

※1つの研修・試験あたりの上限は5万円まで

補助対象事業期間（補助対象となる研修・試験の期間）

令和8年(2026年)4月1日 ～ 令和9年(2027年)3月15日

※上記期間外に実施される研修・試験は補助対象となりません。

(補助対象外となる例)

- ・研修受講開始日が令和8年3月31日以前のもの
- ・研修受講最終日(修了証発行)が令和8年3月16日以降となるもの

申請受付期間

令和8年(2026年)5月1日 ～ 令和9年(2027年)3月31日

※年度中に予算の上限に達した場合、上記期間内であっても受付を終了します。あらかじめご了承ください。

申請手続き

○提出書類

研修修了(または試験結果通知受領)後、以下の書類をご提出ください。

- (1) 申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 申請内容等一覧表

(3) 添付書類(下記①～③の書類の写し)

- ①補助対象経費の支払いを証する書類(領収書など)
- ②補助対象研修(試験)の修了を証する書類(修了証明書、試験結果通知書など)
- ③補助対象研修(試験)の費用の内訳が確認できる書類(受講案内等)

※その他必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

○申請方法

上記「提出書類」を下記(1)～(3)のいずれかの方法で提出してください。

(1) メール

メール送付時の件名は

「茨木市障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金申請(事業者名)」
としてください。

(2) 郵送(※)

(3) 窓口持参(※)

※「申請内容等一覧表」については、効率的な審査及びデータ集計を目的とし、必ずメールでの提出(エクセル形式)をさせていただきます。

○申請先(問合先)

事業者種別により申請先(問合先)が異なります。

(1) 障害福祉サービス事業、地域生活支援事業、特定相談支援

福祉部 障害福祉課 (市役所南館 2階17番窓口)

住 所 : 〒567-8505 茨木市駅前3丁目8番13号

電話番号 : 072-655-2758

E-mail : syogai Fukushi@city.ibaraki.lg.jp

(2) 障害児通所支援事業、障害児相談支援

こども育成部 発達支援課 (市役所南館 3階20番窓口)

住 所 : 〒567-8505 茨木市駅前3丁目8番13号

電話番号 : 072-620-1633

E-mail : hattatsui@city.ibaraki.lg.jp

補助金申請は
研修受講後でOK



事業所の人材確保・
育成・定着を支援し
ます!